



平成27年5月22日

各 位

上場会社名 西芝電機株式会社
代 表 者 代表取締役社長 加藤 孝夫
(コード番号：6591 東証 第2部)
問合せ先責任者 取締役 総務担当 赤松 生也
(TEL 079-271-2448)

「内部統制システムの基本方針」の一部改正に関するお知らせ

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法に基づき、「内部統制システムの基本方針」を一部改正することを決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。

記

(1) 当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社の取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役会に随時取締役会に報告させる。
- イ. 当社の監査役は、定期的に取り締役のヒヤリングを行う。
- ウ. 当社の監査役は、「監査役への報告基準」に基づき、重要な法令違反等について取締役から直ちに報告を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 当社の取締役は、「文書保存規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
- イ. 当社の取締役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要書類を取締役、監査役が閲覧できるシステムを整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社のリスク・コンプライアンス統括責任者は、「リスク・コンプライアンス基本規程」に基づき、当社及び当社子会社のクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。
- イ. 当社の取締役は、「リスク・コンプライアンス基本規程」に基づき、当社及び当社子会社のビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社の取締役会は、経営の基本方針、中期経営計画、年度予算を決定する。
- イ. 当社の取締役会は、取締役の権限、責任の分配を適正に行い、取締役は、「業務管理規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
- ウ. 当社の取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- エ. 当社の取締役は、「取締役会規則」に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
- オ. 当社の取締役は、当社及び当社子会社の年度予算の達成フォロー、適正な業績評価を行う。
- カ. 当社の取締役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム等の情報処理システムを適切に運用する。

- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社の取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「西芝グループ行動基準」を遵守させる。
 - イ. 当社のリスク・コンプライアンス統括責任者は、「リスク・コンプライアンス基本規程」に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
 - ウ. 当社の取締役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。
- ⑥当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社は、「西芝グループ行動基準」を採択、実施し、各国の事情に応じ内部通報制度を整備する。
 - イ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当該子会社から当社に報告が行われる体制を構築する。
 - ウ. 当社は、子会社に対し、当社の施策に準じた施策を各子会社の実情に応じて推進させる。
 - エ. 国内の子会社は、「西芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査役の監査体制を構築する。
 - オ. 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況及びリスク管理等を含む経営監査を実施し、子会社に対し、必要に応じ東芝セルフ・アセスメント・プログラムによる自主監査を実施させる。
 - カ. 当社は、必要に応じて株式会社東芝監査委員会と適切な連携をとる。

(2) 当社の監査役の職務の執行のために必要なもの

- ①当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ア. 当社の取締役は、経営管理部所属の従業員に監査役の職務を補助させる。
- ②前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 当社の取締役は、監査役の職務を補助させる従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。
- ③監査役への報告に関する体制
- ア. 当社の取締役、従業員は、「監査役への報告基準」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、当社の監査役に対して都度報告を行う。
 - イ. 国内の子会社は、グループ監査役連絡会等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査役に報告をする。
 - ウ. 当社の取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
 - エ. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査役に報告をした当社及び当社子会社の役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役への報告基準」に明記する。
- オ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法 388 条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部署が審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- ④その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社の取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。
 - イ. 当社の取締役、従業員は、定期的な監査役のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
 - ウ. 当社の取締役は、経営監査に係る「東芝セルフ・アセスメント・プログラム」の実施結果を監査役に都度報告する。

以上